様式第４号（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 汚水量認定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  年　　月　　日付けで申告のありました汚水量について、次のとおり認定しましたので、出雲市漁業集落排水施設使用料条例施行規程第３条第４号の規定により通知します。 | | | | |
|  | 使用場所 |  | |  |
| 期間 | 年　　月から　　月分 | |
| 汚水量の  算定方法 | □給水量から控除量水器による水量を差し引いた水量 | |
| □控除量水器による水量 | |
| □その他（　　　　　　　） | |
| 汚水量の算定 | 給水量 | ㎥ |
| 控除量水器による検針水量 | ㎥ |
| 認定汚水量 | ㎥ |
| 備考 |  | |
| 注　虚偽の申告等により認定を受けたときは、認定を取り消します。  １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して  ３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日か  　　ら起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上  下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過し  た場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。  なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を  経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められ  る場合があります。 | | | | |